

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和元年 12 月 23 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和元年 9 月 24 日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 28 年 9 月 27 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和元年 9 月 24 日付けで、請求人の障害者加算を削除する保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、令和元年 12 月 23 日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1. 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

本件処分に係る障害者加算の削除の取り消しを求める。

昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知の「～該当しない旨の裁定認定は行われておらず、令和元年11月5日付（発行）年金証書にて年金受給資格者であることも確認しているため

(2) 審理員は、令和2年3月2日付けで、請求人に対し、後記2 処分庁の主張（1）の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、令和3年6月30日付けで反論書の提出期限の再設定について通知したが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 令和元年9月24日付けの本件処分通知書には、「保護変更 令和元年10月01日」、「保護決定理由（中略）令和1年10月より、障がい年金の収入認定を削除します。令和1年10月より、障害者加算を削除します。」との記載がある。

イ 令和元年10月24日付けの処分庁が請求人の母（以下「母」という。）に宛てた「送付状」と題する書面には、「障がい者加算について削除します。これについては、「生活保護法による保護における障がい者加算等の認定について（昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知）にて、その障がい等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは保護における障がい者加算等の認定を取り消すものとする。」に基づき削除します。」との記載がある。

ウ 令和元年11月5日付けの請求人の国民年金・厚生年金保険年金証書には、「年金の種類 障害」、「受給権を取得した年月 平成19年12月」、「障害の等級 2級16号」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年2月25日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至るまでの経緯

平成28年9月27日 請求人に対し生活保護を開始

- 令和元年7月26日 母が来庁。請求人の障害年金更新手続きに必要な診断書が未記入の状態で手元にあるが、提出期限が令和元年7月31日となっており、手続きが間に合わない場合は、同年10月に支給される障害年金が遅れるとのこと申立てあり。
- 令和元年7月31日 母が来庁。障害年金の受給要件は通院しており、病気療養中でなければいけないが、そもそも請求人はそうではないため、信頼できるA県にあるBクリニックの医師に診てもらいたいとの申出あり。さらに、それに伴う交通費を二人分支給してほしいとの申出あり。
- 令和元年8月28日 母が来庁。A県のBクリニックで予約を取って欲しい、予約が取れないのであれば状況を話し、他の病院を教えてもらって欲しい、他にはC県の開業医（小児科）、D県のE病院に通院したいとの申出あり。
また、請求人の障害年金について、診断書も出していないので令和元年10月支給分以降は入金されないと思われるので、保護費の中から年金収入を外して欲しいとの申出あり。さらに、もし入金があれば年金事務所の間違いなので返金するとの発言あり。
- 令和元年8月30日 処分庁からBクリニックに架電。請求人の受診を依頼するも、診察は近隣の方に限っており、健康上の理由から新しい患者の診察は行っていないため、大阪であればF病院はどうかと伝えてほしいと回答であった。
- 令和元年9月3日 令和元年8月21日開催のケース診断会議の結果及び母が令和元年8月28日に来庁した際、「障がい年金受取に関しては診断書も出していないので令和元年10月支給分以降の入金は無いと思われる。もし入金があれば年金事務所の間違いなので返金する。」との申立てがあったことから、令和元年10月分保護費から請求人の障害年金の収入認定を行わず、障害者加算の認定についても削除するとの決定を行った。
- 令和元年9月5日 母が来庁。Bクリニックから診断を断られ、F病院を紹介されたことを伝え、受診を指導するが、行ったことがないと発言し、C県の医療機関受診を申出る。
- 令和元年9月11日 処分庁からC県の医療機関に架電。母が主張する医師の診察を依頼するも、成人の診察はしていないので大阪にある「G診療所」はどうかとの回答であった。
- 令和元年9月24日 本件処分通知書を発送する。
- 令和元年9月25日 母が来庁。請求人の年金生活者支援給付金について通知が来るか分からないが、収入認定となるのであれば手続きしないと

申出あり。障害年金手続きについて督促の手紙が届いていることを確認する。

処分庁から希望があったC県の医療機関からの回答を伝えたところ、母から「もう自分のコネで病院を探す。」との発言があった。

令和元年12月24日

日本年金機構から「本来7月に提出いただく障害状態確認届の提出がないため、差止されています。年金生活者支援給付金についても同様です。」と記載された法第29条に基づく照会文書に対する回答文書を受理する。

イ 本件処分の正当性

障がい者加算について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-(2)-エ-(ア)において「障害程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とされており、同(イ)において「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」、同(ウ)において「保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。ただし、保護の基準別表第1第2章の2の(5)にいう障害者加算を行なうべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行なって差しつかえないこと。」とされている。

請求人の障害年金について、障害年金更新手続きに必要な診断書の提出期限は令和元年7月31日となっているにも関わらず、A県のBクリニック受診に拘り、診断書を期限までに提出しなかった。

請求人は、現在、通院している病院がなく、障害状態確認届に添付して出さなければならぬ診断書を記入してもらえない主治医がいない状況である。また、処分庁から母から申出のあったA県及びC県の医療機関に対し受診依頼を行うも、診察を断られ、紹介を受けた近隣の医療機関への受診を指導するも母は拒否している。

本件処分については、請求人は療育手帳のみ所持しており、局長通知第7-2-(2)-エ-(ア)及び(イ)による障害程度の判定について、国民年金証書及び診断書により確認することができないことから、局長通知第7-2-(2)-エ-(ウ)に基づき令和元年10月から障害者加算の認定を削除する決定を行ったものである。

なお、処分庁から日本年金機構に対し行った法第29条の規定に基づく調査について、令和元年12月24日付けで「本年7月に提出いただく障害状態確認届の提出がないため、差止されています。年金生活者支援給付金についても同様です」との回答を

受理しており、母が同年12月17日に持参した請求人の通帳の確認を行い、同年8月15日を最後に以降、年金は支給されていないことを確認している。

以上のとおり、本件処分については法に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成28年9月27日に処分庁が受理した請求人の療育手帳には、「障害の程度 B1」、「判定年月日 平成24年8月21日」、「次の判定年月 平成29年7月」との記載がある。

イ 令和元年7月26日付けのケース記録票には、処分庁に対する母からの申し出内容として、「請求人の障害年金の診断書が手元にあり、提出期限が7月31日までとなっており、間に合わない場合は10月の年金が遅れる。昨年も手続きしたので今回も手続きが必要なのはなぜか？知的は5年に1回ではないのか。請求人は病院には行かないので2階を通じてムーブメントに話をしてもらおう。年金事務所には週明け確認する。以前の申請時に処分庁が色々手を回してムーブメントとやっていたと不満を話す。」との記載がある。

ウ 令和元年7月31日付けのケース記録票には、処分庁に対する母からの申し出内容として、「請求人の障害年金について市役所の年金担当に聞くと診断書が2年なのは医師の判断と言われた。医師をどうするかは2階で相談しようと思う。障害年金の受給要件は通院しており、病気療養中でなければ行けないがそもそも請求人はそうではない。以前は母も離れていたのでよく分からなかったが今はある程度どんな状態かは分かるので処分庁などが医師に話をして障害年金が1級にでもなったら訴える。母としては任せておくと2級から1級にされるかもしれないので信頼できる精神科医に見て欲しい。その医師はA県にある「Bクリニック」。請求人が小学校2年生の時に母の実家のA県に居る時に通っていた校医であった。元々A県立小児病院。知能検査・脳波の検査をしてほしい。小児科医なのでそこからどこか紹介してもらっても良い。それが会ったこともないがC県で開業している精神科医の考え方に同感出来るのでそこに行くのも良い。そこに行って説明は出来ないと思うので母も同行したいので2人分移送費を支給してほしい。それがダメなら知らない所で勝手にしてくれたらいい。とある病院は処分庁に行って相談したら後は処分庁と医療機関が調整すると言っていた。」との記載がある。

エ 令和元年8月21日の母のケース診断会議記録票には、検討事項として、「【内容・経過】母より請求人の障害年金の診断書を書いてもらうにあたってA県の「Bクリニック」に受診したいと相談があり、請求人だけではうまく説明が出来ないと思うので同行

したいと考えている。その移送費（母・請求人）を扶助してほしいと。そこに行かないといけない理由はある。（中略）【問題点・検討事項】母の移送費の支給について難しいことを伝えるも納得せずの状況でこのまま難しいと伝えるのでよいか？障害年金・障害者加算の削除について検討したい。」との記載があり、診断結果として、「現在病院に通院していない状況で年金を受給出来る判断材料がないので障害年金を受給するために医療機関に通院することは処分庁としても望んでいない為、通院移送費について支給は出来ない。年金が8月までは受給出来る予定であるため、10月以降の収入認定について母に確認後処理すること。障害者加算について局長通知第7-2-(2)-エー(ア)及び同(イ)に基づき年金の収入状況を確認し削除処理を行う。」との記載がある。

オ 令和元年8月28日付けのケース記録票には、処分庁に対する母からの申し出内容として「処分庁としては診断会議を行い、移送費について支給は難しいこと伝えると「それはおかしい！年金がもらえなくなれば加算がなくなるじゃないか」と声を荒げる。そもそも2年前にケースワーカーがBクリニックに聞いてくれて受診は可能と聞いてから何もしていないのがおかしい。小学校でお世話になった。とりあえず予約が取れるのは2~3か月後になると聞いているので予約を取ってほしい。もし予約が取れないのであれば状況を細かく話してどこか教えて欲しいと伝えて欲しい。それも出来ないのであればC県にある小児科医を受診したい。他にはD県大学病院の精神科「E病院??」にも母・請求人も通院したことがある。精神科は怪しいので脳神経科を受診したい。予約する日は第3木曜の週の火・水で確認してほしい。移送費についてはとりあえず申請書を欲しい。それが却下になるのであれば言いに行く。障害年金については8月15日には入っていたが10月は診断書も出していないので入金はないと思う。10月以降の保護費について年金が入金された場合で認定するか入金がない場合で認定するか確認し、入金されないので年金の認定を外して支給してほしい。万が一入金があればそれは年金事務所のミスで受け取れないので年金事務所に返す。」との記載がある。

カ 令和元年8月30日付けのケース記録票には、「Bクリニック医師と電話。A県立病院では院長をしていた。小学校でも校医をしていた。母の希望が強く、請求人を受診したいことを伝えるも近くの方でないとは診察していない。また、健康上の問題で新患は診ていないと。大阪であればH市にもあると思うが遠ければF病院はどうかと伝えて欲しい。近くの病院に通院するのが良いと思う。もしどこか分からなければ住んでいる地域の保健所に相談したら教えてくれる。」との記載があり、「保険年金担当に確認。保険年金担当では10月以降受給出来るか分からない。」との記載がある。

キ 令和元年9月3日付けのケース記録票には、「障がい年金の更新書類が請求人宅に届いていたが、いつも書類を置くところと違うところに置かれていて、母が気付くのが遅く成った。障がい年金は、療養中につき医者に半年はかかっていることが前提での診断

書があるが、請求人の場合症状が変わる障がいではなく、通院している病院も無い。母は、診断書がないので年金の申請手続きが出来ず、10月から年金が支給されない事は年金事務所に確認していると言っている。このため、令和1年8月21日にケース診断会議を開催した。会議の結果、10月以降の障害年金の収入認定について、母に確認して処理する事に決まった。母の担当ケースワーカーが母に確認すると、8月15日には入っていたが10月に関しては診断書も出していないので入金は無いと思うと言う。10月の保護費について、年金が入金された場合で認定するか、入金がない場合で認定するか確認すると、入金されないので年金の認定を外して支給して欲しいと言っていた。万一入金があればそれは年金事務所のミスなので、受け取らずそのまま年金事務所に返金すると言っていたと言う。このため、令和1年10月より、請求人の障害年金の収入認定を外し、障害者加算を削除します。」との記載がある。

ケ 令和元年9月5日付けのケース記録票には、処分庁に対する母からの申し出内容として、「請求人の病院について。Bクリニックに確認した内容を伝えると診察しないのはおかしい、そんな人に近くの病院が良いと言われる筋合いはないと興奮する。F病院はどうかと提案があったことを伝えると行っただけで診察しないと言われた。係長もI市の病院も行っていたが大阪府下ではない。今後症状固定しているという診断書を書いてもらえたら受診しなくて良い。BクリニックがダメであればC県精神科医に診てほしい。(中略) そもそもBクリニックに受診出来なかったのは2年前に何もしていないからだ。」大学の精神科医位(くらい)??に受診するのも良い。障がい者加算についても外れるとケースワーカーから聞いたが一方向的に言われ、これは恫喝に値する。家庭訪問についても生活状況の確認を次回したいと言われたが請求人のことがまずは落ち着いてからじゃないと応じない。処分庁がきちんと対応しないので問題がたくさん起こり、責任はそっちにある。約束はそっちが先に守ってほしい。」との記載がある。

ケ 令和元年9月11日付けのケース記録票には、「C県の医療機関の地域連携担当対応。母が希望している医師は児童精神科で火・水・木診察している。18歳までが基本対象だが医師に一度確認する。おそらく近くの病院を紹介する形になると思うが、後刻C県の医療機関の地域連携担当より電話。医師に確認したがやはり成人の診察はしていない。近くでは「G診療所」はどうかと言っていた。」との記載がある。

コ 令和元年9月25日付けのケース記録票には、「母来所。請求人の年金生活者支援給付金の手続きは収入認定になるのであれば手続きしない。通知が来るかどうかは分からないが。収入認定になるエビデンスを出してほしいと言われ、確認すると伝えると市役所に行くので良いと。障害年金の手続きの督促の手紙が来ていた。C県の医療機関に確認した内容を伝える。また、そこで提案があった「G診療所」のことも伝える。母よりも自分のコネで病院を捜す。」との記載がある。

サ 請求人の銀行通帳の写しには、令和元年8月15日に年金の入金があった旨の記載があり、同年10月15日の入金欄の記載はない。

シ 処分庁が、令和元年12月10日付けで、日本年金機構に対し依頼した法第29条に基づく調査の依頼文には、照会事項として、請求人について、「障がい基礎年金の受給権がありますが、令和1年10月から差止されているとの情報を回答頂きました。差止はどのような理由で、差止めの関係性を詳細にご回答ください。」との記載があり、この照会について、日本年金機構が同年12月16日付けで処分庁に対し回答した書面には、「本年の7月に提出いただく障害状態確認届の提出がないため、差止されています。」との記載がある。

理 由

1. 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

(3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じた必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

(4) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

(5) 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の（中略）健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め（中略）」

略)ることができる。」と定めている。また、同条第5項は、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し(中略)(た)ときは、(中略)保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。

(6)「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)の別表第1の第2章の2の(2)は、「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「ア(中略)身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(中略)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(後略)」と「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(中略)。ただし、アに該当する者を除く。」と定めている。

(7)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号。以下「次官通知」という。)第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金(中略)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と定めている。

(8)局長通知の第7の2の(2)のエは、障害者加算の取扱いについて、「(ア)障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。(イ)身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。(ウ)保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。(後略)」と定めている。

(9)「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」(昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の1は、「生活保護法による保護における各種加算(放射線障害者加算を除く。)の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当(以下「関連年金等」という。)における裁定又は認定をまっして行うべきものではないこと。したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。」と定めている。

また、同通知の3は、「要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身

体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。(後略)」と定めている。
さらに、同通知の4は、「3により障害者加算等を認定した被保護者についてその障害者が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとする。(後略)」と定めている。

(10) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第73条は、「受給権者が、正当な理由がなく、第105条第3項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。」と定め、第105条第3項は、「受給権者(中略)は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出〔障害状態確認届〕、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。」と定めている。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書(以下「答申書」という。)の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 前記1(8)及び(9)のとおり、障害者加算の対象とすべき障害者の認定に当たり、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳及び国民年金証書等により行い、それらを所持していない者については、医師の診断書等に基づき行うものとされている。

本件処分に至る経緯についてみると、請求人が身体障害者手帳を所持していないことについて、審理関係人の間において争いはなく、①令和元年7月26日、母は、請求人の障害年金に係る診断書の提出期限が同月31日であり、間にあわない場合は、同年10月の年金支給が遅れる旨を処分庁に対し申し立てたこと、②以降、母は、府域外の複数名の医師の診察を希望し、処分庁に対し診察のための移送費の支給を求めたこと、③処分庁は、母が診察を希望する医師に診察を依頼したところ診察を断られ、当該医師から紹介された近隣の医療機関での診察を母に打診したところ、母は拒否したこと、④同年9月3日、母は、同年10月以降の保護費に係る年金の取扱いについて処分庁から確認され、同月の年金については診断書を提出していないため入金はないので、年金の認定を外して保護費を支給してほしい旨述べたこと、⑤④の母

の回答を受け、同年9月24日付けで、処分庁は同年10月から請求人の障害年金の収入認定を外し、障害者加算を削除する本件処分をしたこと、が認められる。

これらのことからすると、本件処分時点において、請求人は、障害年金の更新手続である障害状態確認届の提出を行っておらず、処分庁は、国民年金証書又は医師の診断書によって障害の程度を判定することができない状況であったとみることができ

- (イ) 一方、請求人は、障害者加算等を認定した被保護者の障害等について、関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定等が行われたときは、障害者加算等の認定を取り消す旨の課長通知の規定を引用し、請求人に対して年金の支給要件に該当しない旨の裁定認定は行われておらず、令和元年11月5日付けの年金証書において、請求人は年金受給資格者であることも確認している旨主張する。

しかしながら、この請求人の主張は、前記(ア)のとおり、処分庁が国民年金証書で障害の程度を判定できない状況であったことと矛盾する。

また、①請求人が障害年金の更新手続を行っていた場合は年金支払い予定日であった同年10月15日に、請求人の口座に年金が振り込まれた記録は認められないこと、②処分庁が、日本年金機構に対し、請求人に対する年金が同年10月から差し止めされている理由を法第29条に基づき調査したところ、同機構は、請求人から同年7月に提出される障害状態確認届の提出がないため差し止めている旨を同年12月16日付けで回答したこと、が認められる。

これらのことからすると、請求人は、同年10月の年金支給に当たり、年金受給の要件を満たしていなかったといえ、請求人の主張は採用できない。

- (ウ) 以上のとおり、処分庁は、障害者加算の対象とすべき障害者の認定に当たり、請求人から必要な受診等の協力を得ることができず、障害の程度の判定について、国民年金証書及び診断書によって確認できないとして本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

- (ア) 本件処分の当否を検討する上で、請求人について障害者加算の要件該当性が失われたといえるかが問題となる。

この点に関し、従前精神障害者保健福祉手帳の更新を受け生活扶助につき障害者

加算の認定を受けてきた者について、当該手帳の更新を受けなかったことを理由に障害者加算の要件該当性が失われたとして、法第63条に基づき、精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れた以降支払われていた障害者加算の全額を返還すべきとする返還処分がなされた事案における取消請求事件の判決（東京高等裁判所（令和元年（行コ）第144号）同年11月6日判決）では、「従前から障害者加算を受けていた者に対し、障害者加算の要件該当性が失われるに至ったとして、その要件該当性喪失後に支給されていた障害者加算の額の返還を求める場合には、実質的には遡って保護に変更の効果を生じさせるものといえる。一方、職権によって保護の変更を行うためには、『保護の変更を必要とすると認めるとき』に該当することが求められ（法25条2項）、かつ、既に決定された保護を被保護者の不利益に変更する場合には、『正当な理由』が必要であるとされている（法56条）。これらの規定からすれば、上記のような場合に障害者加算の額の返還請求が認められるためには、積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在が認められる必要があると解すべきであって、そのような事由が存在することについては、返還金額を決定する保護の実施機関側において立証責任を負うものというべきである。」という判断が示されている。これは、障害者加算を削除する決定に妥当することを前提としたものと認められる。

また、生活保護の行政実務においても、前記1（8）の局長通知第7の2の（2）のエの（イ）において、「身体障害者手帳、国民年金証書（中略）を所持していない者については、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」とされており、また前記1（9）の局長通知の3において、「障害の程度の判定は、要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の要否を認定する必要があると認められる者については、（中略）実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。」とされている。以上の趣旨に鑑みれば、身体障害者手帳、国民年金証書等によって被保護者の障害の程度を判定することができない場合でも、保護の実施機関は、障害者加算を削除する保護変更処分をするに当たって、その指定する医師の診断によって障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実を慎重に調査して認定することが、法の要請であると解される。

（イ）本件においては、本件年金証書により、平成19年12月以降、請求人が障害基礎年金を受ける権利を有していること、障害状況として障害の等級が2級であることが認められるが、請求人は、障害状態確認届に必要な医師の診断書を入手せず当該届を期限である令和元年7月31日までに提出しなかった。このため、年金機構により年金の支給が差し止められていることから、処分庁は、国民年金証書又は医師の診断書により請求人の障害の程度を判定することができないとして、本件処分により、令和元年9月24日付けで障害者加算を削除した。

確かに、前記1（10）のとおり、国民年金法第73条は、年金の受給権者が障害状

態確認届をせず、又は書類その他の物件を提出しない場合、年金給付の支払が一時差し止められる場合がある旨規定している。しかし、この差止めの措置は、受給権者の障害の等級を変更し、または受給権を消滅させるものではなく、年金の支払を一時延期するものにすぎない。それゆえ、受給権者から事後に障害状態確認届があったときは、遡って年金が支払われることになっている。また、年金の差止め中に発行された本件年金証書においても、請求人が障害基礎年金の受給権を有し、その障害の等級は2級である旨記載されている。

そうすると、請求人が障害状態確認届を行わず、障害年金の支給が差止めされるとしても、そのことによって直ちに請求人の障害基礎年金に係る障害の程度について、障害の等級が変更し、または受給権が消滅した事実を裏付けることはできず、障害者加算の要件該当性が失われると解することはできない。

また、本件年金証書は、請求人が障害基礎年金を受ける権利を有すること、障害状況として障害の等級が2級であることを証するものであり、この証書からも、請求人の障害基礎年金に係る障害の程度について、障害の等級が変更し、または受給権が消滅した事実を裏付けることはできない。

(ウ) 以上より、処分庁は、前記の法の要請に従い、請求人の障害者加算を削除するに当たって、指定する医師の診断を通じて障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実を慎重に調査し、認定することが求められていた。とりわけ請求人の障害の特性からみて、その障害の程度が軽減して障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実について慎重に調査する必要があったと言える。

そこで、本審査会は、処分庁に対し、請求人が自身で行う障害状態確認届及びこれに添付する医師の診断書に関する手続とは別に、処分庁が、障害者加算を削除するに当たって請求人の障害の程度を判定するために、医師への照会や請求人に対する検診命令等の調査を行ったのかどうかについて質問を行った。

これに対し、処分庁は回答書で、平成30年8月中旬に、請求人及び母に対して障害年金受給のための手続を行うよう手紙を出していること、平成29年10月18日に、年金未支給を理由に年金の収入認定を外し、障害者加算を削除することを母が理解していたことを理由に、本件処分の際して、医師への照会や検診命令等の調査を行っていない旨回答している。

この回答によれば、処分庁が前記(ア)で述べた法の要請に従い、障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実を調査していないことは明らかである。

なお、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)イとおり、課長通知の4に基づき障害者加算を削除した旨説明している。この送付状は、処分庁が母に本件処分を行った理由を説明した文書とみられるが、前記1(10)のとおり国民年金法第73条に基づく障害基礎年金の差止めは、前記1(9)のとおり課長通知の4にいう「その障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定」に該当しないから、この説明の内容は誤りを含むものであったと認められる。

(エ) なお、本件においては、請求人が通院しておらず主治医がいないこと、また、前記審理関係人の主張の要旨2.(2)ウからケのとおり、障害状態確認届に添付する診断書を書いてもらう医師に関して母が強いこだわりを示し、期限内に当該届を提出できなかった結果、年金の支給が差し止められたという事実が認められる。障害者加算の要件該当性を裏付ける事実が、被保護者自身の障害の状態であることから、このようなケースにおいて、保護の実施機関が前記(ア)の法の要請に従いどのように調査を行うべきかが問題となる。

この点に関して、法第28条第1項によれば、保護の実施機関はその指定する医師の検診を受けるべき旨を要保護者に命ずることができ、当該者がこの検診命令に従わないときは、同条第5項により、保護の申請却下、変更または廃止をすることができ

る。したがって、処分庁は、障害者加算の要件該当性について疑義が生じ、請求人の障害の程度を判定する必要があると認めるのであれば、法第28条1項に基づく検診命令の発出も含めて調査を尽くすべきであったと考えられる。

(オ) 以上のとおり、処分庁は、前記(ア)で述べた法の要請に従い、国民年金法上の障害状態確認届に関する手続とは別に、本件処分に際して請求人の障害の程度を調査、認定すべきであったにもかかわらず、これを怠ってなされた本件処分は、違法又は不当であり、取り消されるべきである。

3. 本件処分について

(1) 本件処分の当否を検討する上で、請求人について障害者加算の要件該当性が失われたといえるかが問題となる。

この点に関し、従前精神障害者保健福祉手帳の更新を受け生活扶助につき障害者加算の認定を受けてきた者について、当該手帳の更新を受けなかったことを理由に障害者加算の要件該当性が失われたとして、法第63条に基づき、精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れた以降支払われていた障害者加算の全額を返還すべきとする返還処分がなされた事案における取消請求事件の判決(東京高等裁判所(令和元年(行コ)第144号)同年11月6日判決)では、「従前から障害者加算を受けていた者に対し、障害者加算の要件該当性が失われるに至ったとして、その要件該当性喪失後に支給されていた障害者加算の額の返還を求める場合には、実質的には遡って保護の変更の効果を生じさせるものといえる。一方、職権によって保護の変更を行うためには、『保護の変更を必要とすると認めるとき』に該当することが求められ(法25条2項)、かつ、既に決定された保護を被保護者の不利益に変更する場合には、『正当な理由』が必要であるとされている(法56条)。これらの規定からすれば、上記のような場合に障害者加算の額の返還請求が認められるためには、積極的に障害者加算の要件該当性が失われたこ

とを基礎付ける事由の存在が認められる必要があると解すべきであって、そのような事由が存在することについては、返還金額を決定する保護の実施機関側において立証責任を負うものというべきである。」という判断が示されている。これは、障害者加算を削除する決定に妥当することを前提としたものと認められる。

また、前記1(8)の局長通知第7の2の(2)のエの(イ)において、「身体障害者手帳、国民年金証書(中略)を所持していない者については、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」とされており、また前記1(9)の課長通知の3において、「障害の程度の判定は、要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の要否を認定する必要があると認められる者については、(中略)実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。」とされている。

(2) 本件においては、請求人は、障害年金の受給に係る障害状態確認届に必要な医師の診断書を手せず当該届を期限である令和元年7月31日までに提出しなかった。このため、年金機構により年金の支給が差し止められていることから、処分庁は、国民年金証書又は医師の診断書により請求人の障がいの程度を判定することができないとして、本件処分により、令和元年9月24日付で障害者加算を削除した。

確かに、前記1(10)のとおり、国民年金法第73条は、年金の受給権者が障害状態確認届をせず、又は書類その他の物件を提出しない場合、年金給付の支払が一時差し止められる場合がある旨規定している。しかし、この差止めの措置は、受給権者の障害の等級を変更し、または受給権を消滅させるものではなく、年金の支払を一時延期するものにすぎない。それゆえ、受給権者から事後に障害状態確認届があったときは、遡って年金が支払われることになっている。

そうすると、請求人が障害状態確認届を行わず、障害年金の支給が差し止めされているとしても、そのことによって直ちに請求人の障害基礎年金に係る障がいの程度について、障がいの等級が変更し、または受給権が消滅した事実を裏付けることはできず、障害者加算の要件該当性が失われると解することはできない。

(3) 以上のことからすると、処分庁は、請求人の障害者加算を削除するに当たって、障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実を慎重に調査し、認定することが求められていた。とりわけ請求人の障がいの特性からみて、その障がいの程度が軽減して障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実について慎重に調査する必要があったといえる。

その点、前記2審理員意見書及び答申書の要旨について(2)イ(ウ)のとおり、大阪府行政不服審査会第3部会の質問に対する処分庁の回答からすると、処分庁は、障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実を調査していないことは明らかである。

なお、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)イのとおり、送付状の中で、

課長通知の4に基づき障害者加算を削除した旨説明している。この送付状は、処分庁が母に本件処分を行った理由を説明した文書とみられるが、前記1(10)のとおり国民年金法第73条に基づく障害基礎年金の差止めは、前記1(9)のとおり課長通知の4にいう「その障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定」に該当しないから、この説明の内容は誤りを含むものであったと認められる。

(4) なお、本件においては、請求人が通院しておらず主治医がいないこと、また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ウからケのとおり、障害状態確認届に添付する診断書を書いてもらう医師に関して母が強いこだわりを示し、期限内に当該届を提出できなかった結果、年金の支給が差し止められたという事実が認められる。障害者加算の要件該当性を裏付ける事実が、被保護者自身の障がいの状態であることから、このようなケースにおいて、保護の実施機関がどのように調査を行うべきかが問題となる。

この点に関して、法第28条第1項によれば、保護の実施機関はその指定する医師の検診を受けるべき旨を要保護者に命ずることができ、当該者がこの検診命令に従わないときは、同条第5項により、保護の申請却下、変更または廃止をすることができる。したがって、処分庁は、障害者加算の要件該当性について疑義が生じ、請求人の障害の程度を判定する必要があると認めるのであれば、法第28条1項に基づく検診命令の発出も含めて調査を尽くすべきであったと考えられる。

(5) 以上のとおり、処分庁は、国民年金法上の障害状態確認届に関する手続とは別に、本件処分に際して請求人の障がいの程度を調査、認定すべきであったにもかかわらず、これを怠ってなされた本件処分は、違法又は不当であり、取り消されるべきである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年1月26日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算し

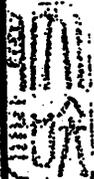
て1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



本
こ

項



に